

平成26年度 四国地方公共工事情質確保推進協議会 開催結果の概要

- 日 時：平成27年1月26日（月） 13:10～14:10
- 場 所：低層棟2階アイホール
- 出席者：6国の機関等、4県、64市町村、3特殊法人等 約150名

◆議 事

1. 会長挨拶

2. 改正品確法等について（本省）

平成26年6月の改正品確法を受け、第22条に基づく発注関係事務の運用に関する指針について取組状況や内容の説明及び「歩切り」の根絶等について説明。

- ・運用指針については、1月目途で策定予定。
- ・運用指針は、「指針本文」、実務の参考とする「解説資料」、「その他要領」の3部構成。
- ・主なポイント:発注事務で「必ず実施すべき事項」と「実施に努める事項」を明確化。
- ・「歩切り」の根絶による予定価格の適正な設定。

3. 平成26年度までの活動状況、公共工事情質確保の進捗状況について（報告）

以下の項目について、事務局より現状を報告。

1) 協議会の活動状況について

四国地方公共工事情質確保推進協議会の取り組み状況

- ・設立時からの経緯、改正品確法第22条に基づく運用指針策定に関する取り組みについて
- ・平成26年度における四国品確協の活動状況
 - ①各県の既存協議会と連携し、各県単位できめ細かい自治体支援活動を実施
 - ②自治体支援(工事検査・成績評定の臨場)の活用推進
 - ③国・県等の既存研修制度等の活用推進
 - ④国・県の職員等を学識経験者として活用推進
 - ⑤国と県による市町村キャラバンの実施等
 - ⑥公共事業の円滑な施工確保対策の実施(不調不落対策)

2) 公共工事情質確保に関する進捗状況

- ①総合評価落札方式実施状況(市町村)
 - ◆総合評価落札方式の実施要綱を策定……………四国全体95%(90自治体)
 - ◆市町村の総合評価落札方式実施状況(累積実施)……………四国85.3%(81自治体)
 - ◆総合評価方式の単年度(H26)実施……………四国43.2%(41自治体)
- ②低入札価格調査制度の適用(市町村)
 - ◆低入札価格調査制度を適用市町村……………四国全体36%(34市町村)
- ③予定価格の事後公表状況(市町村)
 - ◆予定価格の事後公表が行われている市町村……………四国全体43%(41市町村)
- ④工事成績評定の実施状況(市町村)
 - ◆工事成績評定の実施……………四国全体66%(63市町村)
 - ◆成績評定の活用 企業評価……………成績評定実施市町村の約半分…全体の33%
 - 技術者評価……………成績評定実施市町村の約1割……………全体の4%

3) 情報提供について

- ・四国地方整備局 HPにおける情報共有
品質関係相談窓口(相談、質問フォーム)、四国地方公共工事情質確保推進協議会設置要領等、工事検査・成績評定の臨場、四国内の工事・業務発注見直し情報へのリンク
- ・歩切りに関する説明資料

4. 公共建築工事に係る円滑な施工確保に係る当面の取り組みについて（報告）

- ・公共建築工事における『営繕積算方式』の普及・促進
- ・公共建築工事に係る円滑な施工確保に係る当面の取組について
- ・公共建築相談窓口の対応状況
(四国地方整備局における公共建築相談窓口の案内)

5. 「四国品確協」設置要領の改正（案）について（審議）

- ・改正品確法や運用指針（案）を元に、品確法の主旨を反映した目的、業務の改正
- ・県部会の設置（第7条の追加）
- ・委員等の修正
- 提案通り（異議無し）で承認された。

6. 平成27年度の実施方針（案）について（審議）

- ・従来方針に加え、改正品確法や運用指針を踏まえて以下の方針を追加。
現在及び将来にわたるインフラの品質確保とその担い手の中長期的な育成・確保を図るため、各発注者が改正品確法第7条に規定する「発注者の責務」等を踏まえて、発注関係事務を適切かつ効率的に実施する。
- 提案通り（異議無し）で承認された。

7. 公共工事情質確保推進に係わる意見交換

- ・協議会全体を通じて意見交換を実施。
県や3名の委員（首長）より、質問や意見が出された。
- ・予定価格の事後公表、設計金額の事前公表に関する考え方
- ・「歩切り」に対する取り組み
- ・繰越制度・不調不落に関する今後の協議会での議論

◆会議の状況



開会挨拶（会長：四国地方整備局長）



協議会全景（約150名参加）



本省説明（国土交通省 技術調査課）



意見交換（左奥 愛媛県より発言）